

各位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 米山 久
(コード番号: 3175)
問合せ先 お客様相談室 室長 根岸 成年
(TEL. 03-6435-8440)

食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社が運営する店舗「四十八漁場 池袋東口店」(東京都豊島区)におきまして、ノロウィルスを原因とする食中毒事故が発生いたしました。

発症されたお客様ならびにご関係の皆様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様及び今後当該店舗をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

2024年1月20日「四十八漁場 池袋東口店」でお食事をされた1グループのお客様より、嘔吐や下痢、発熱の症状を呈しているというご連絡がございました。また、23日にご利用いただいた別の1グループのお客様からも同様の症状のお申し出がございました。

これを受け、2024年1月26日、豊島区池袋保健所の店舗立ち入り検査が実施され、調査の結果、2024年1月20日にご利用されたお客様と2024年1月23日にご利用されたお客様の合計20名様から検体確認を行い、17名様からノロウィルスが検出されました。現在、お客様は快方に向かっていらっしゃいます。店舗立ち入り検査の実施の結果、同店舗の従業員、食材、設備からノロウィルスの検出はなされませんでした。お客様全員の共通食が当店で提供した料理のみであり、当該店舗基因による食中毒であることの指摘を2024年1月31日に受け、2024年2月1日より営業を自粛しております。

2. 行政処分の内容について

上記内容により、2024年2月5日付で豊島区池袋保健所より以下の通り3日間の営業停止処分を受けました。

処分店舗 : 四十八漁場 池袋東口店
所轄保健所 : 豊島区池袋保健所
処分年月日 : 2024年2月5日
処分の理由 : 食品衛生法第6条第3号違反
処分の内容 : 2024年2月5日～2月7日、3日間の営業停止
病因物質 : ノロウィルス

3. 現行の衛生管理体制及び再発防止策について

この度このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。当社及びグループ各社では、日頃より衛生管理の徹底を目的とした従業員教育及び社内体制の整備を推進しておりますが、今般の処分を厳粛に受け止め深く反省し、当該店舗においては豊島区池袋保健所のご指導に従い、店舗設備・食材並びに従業員の衛生管理等を改善いたします。加えて、今後の再発防止に向けて、改めて以下の通りの対策を講じ、全従業員が食の安全・安心の確保に努めてまいります。

(1) 当社及びグループ各社の従業員の HACCP に基づく衛生管理の再徹底

- ① 食品を提供する上での危害要因と管理条件の再認識
- ② 衛生管理計画の再認識と再徹底
- ③ 各店舗毎に衛生管理表の記載
- ④ 清掃管理計画・実施表の運用による衛生管理の遵守

⑤ 従業員の健康管理チェックのため、非接触検温計による管理の徹底

上記①から⑤につきましては、継続的に実施し、管理体制の再徹底を行うと共に、店舗監査の際のチェック体制の強化に努めて参ります。

(2) 第三者機関による立ち入り衛生検査の年3回の実施

上記記載の立ち入り検査につきましても、継続的に実施し、各店舗の衛生面を可視化する事でより一層の衛生改善に努めて参ります。

(3) 上記を含む衛生基準に対する講習の実施

以 上